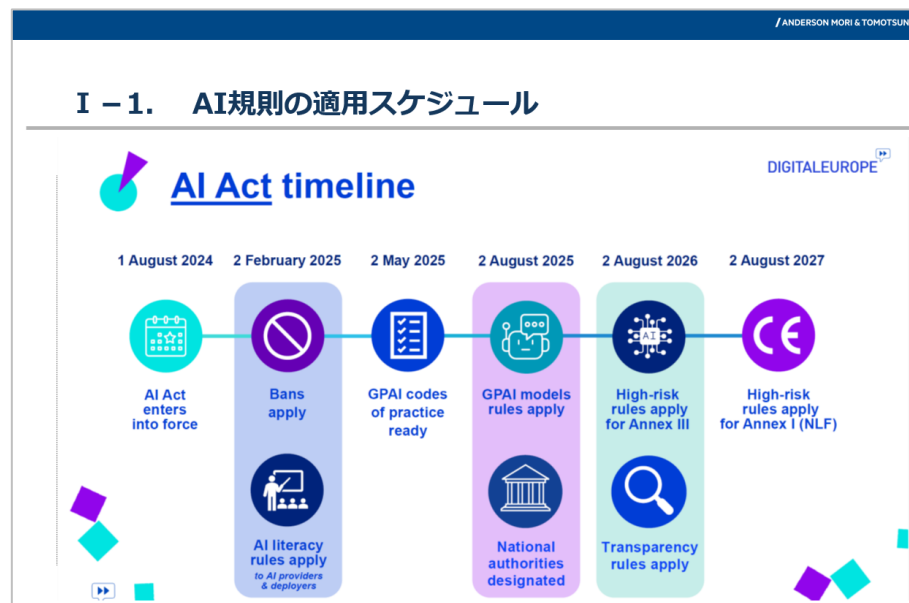


## 第 13 回 EU AI Act 以降の動向

(アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 中崎 尚)

### 1. EU AI 規則の適用開始に向けた動向



EU AI Act は、昨年 8 月に施行が始まりました。今年の 2 月 2 日には第 1 段階として、禁止 AI の適用がスタートし、8 月 2 日からは、General-Purpose AI モデル、一般目的 AI や汎用目的 AI などと訳し、そのモデルに対する規制が開始されました。

## I - 1. AI規則の適用スケジュール

### AI規則の発効（entry into force）及び適用（application）のスケジュール

|            |                                                                         |                                            |                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 2024年7月12日 | 官報への掲載(公布)                                                              | 条項                                         | 罰則                                                    |
| 2024年8月1日  | AI規則の発効                                                                 | なし                                         |                                                       |
| 2025年2月2日  | 禁止AIの義務の適用開始<br>AIリテラシー                                                 | 1編及び2編                                     | 35,000,000 ユーロ or<br>前会計年度の全世界<br>における年間総売上<br>高の7%以下 |
| 2025年5月2日  | 一般目的(GP)AI に関する Codes of Practiceの策定(予定)                                |                                            |                                                       |
| 2025年8月2日  | 一般目的(GP)AI の義務の適用開始<br>AIガバナンス・ルールの適用開始<br>罰則の適用開始                      | 3 編 4章、5編、7<br>編、12編(101条<br>を除く)及び78<br>条 | 15,000,000 ユーロ or<br>前会計年度の全世界<br>における年間総売上<br>高の3%以下 |
| 2026年2月2日  | post-market monitoring(市場投入・使用開始後のモニタリング)の実装行為<br>(implementing act)の開始 |                                            |                                                       |
| 2026年8月2日  | 高リスクAIシステム(付属書III)の義務<br>の適用開始<br>透明性原則の適用開始                            | AI規則の全編                                    | 同上                                                    |
| 2027年8月2日  | 高リスクAIシステム(付属書 I )の義務<br>の適用開始                                          | 6条1項                                       | 同上                                                    |

今年の2月から禁止AIの適用が始まるため、何が禁止AIに該当するのかについて、詳しいガイドラインや解説、例示を含む文書を作成する必要があります。

## I - 1. AI規則の適用スケジュール

### AI規則の発効後の主な動向

- 「禁止AI」及び「AIシステム」の定義のガイドラインの策定（2024年12月11日パブコメ募集の終了、2025年初頭に公表予定）
- General-Purpose AI（GPAI）Code of Practiceの策定（2024年11月14日First Draftの公表、同年12月19日Second Draftの公表）
- General-Purpose AI Models in the AI Act – Questions & Answersの公開（2024年11月公開後随時アップデート）
- 2024年12月18日、EDPBが「Opinion on AI models: GDPR principles support responsible AI」を公表

EUのAI規則は、AIシステムを中心に据え、禁止AIやハイリスクAIなどに分類して規制を行っています。しかし、AIシステムの定義をより精緻化すべきとの声があり、現在その作業が進行中です。

実際の文書には、AI システムの定義の中で、ファクターの重要性や必要な解説について詳しく質問しています。これに対し、様々な機関、組織、民間団体から多くの見解が示されました。パブリックコメントの募集は昨年 12 月 11 日に終了しており、その結果を踏まえた文書が 2025 年 1 月に公表される予定です。

もう一つ大きな動きとして、「General-Purpose AI Code of Practice」の策定が進められたことです。このドキュメントは 5 月に完成し、8 月から施行される予定です。策定は 4 段階に分かれており、すでに第 2 段階のセカンドドラフトまでが作成・公表されています。さらに、これに関する Q&A も随時アップデートされ、すでに公開されています。

四点目に記載している EDPB は、ヨーロッパのデータ保護当局のトップ機関です。昨年 12 月半ばに、GDPR と AI の関係性を整備するための「Opinion on AI models」という詳細な文書が公表されています。今年 2 月の第 1 段階の施行に向けて、EU 内の動きが活発になっています。また、EU 加盟国レベルでも、加盟国国内法の法制化が進められており、ルクセンブルクでは既に法律が制定されそうです。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

## I – 1. AI規則の適用スケジュール

### AI規則の発効後の主な裁判・決定

- LAION事件（2024年9月27日、ドイツのハンブルク地方裁判所が、Large-scale Artificial Intelligence Open Network (LAION) が作成した約58.5億件の画像-テキストペアからなるデータセットに関する著作権侵害訴訟において、科学研究目的でのデータ収集を適法と判断した）
- 2024年12月20日、イタリアのデータ保護当局は、OpenAIに対し、1500万ユーロの制裁金を課す決定を下したとするプレスリリース。

AI 規則の発行後、いくつかの裁判や行政機関の動きがありました。一つは LAION 事件で、ドイツのハンブルク地方裁判所が LMM 用の学習用データセットに関する著

著作権侵害訴訟においてデータ収集を適法だと判断しました。もう一つは、イタリアのデータ保護当局の動きです。一昨年の3月に OpenAI に対して、一時的なサービス停止を命じことで世界的に注目を集めました。その後の調査で違反があり、2024 年 12 月 20 日に 1500 万ユーロの制裁金を課されることが発表されました。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

## I – 2. AI規則の適用範囲

---

### AI規則が適用される「AIシステム」とは（3条1項）

- ‘a machine-based system that is **designed to operate with varying levels of autonomy** and that may exhibit adaptiveness after deployment, and that, for explicit or implicit objectives, **infers, from the input it receives**, how to generate outputs such as predictions, content, recommendations, or decisions that can influence physical or virtual environments’.
- 「**さまざまなレベルの自律性で動作するように設計されており**、明示または黙示の目標のために、物理的または仮想の環境に影響を与え得る予測、コンテンツ、推奨、もしくは決定などの出力を生成する方法を、**受信した入力から推測する機械ベースのシステム**」。

一つ目に、AI システムの定義自体は、資料に明確に定められています。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

## I – 2. AI規則の適用範囲

---

### 「AIシステム」の補足説明（前文12項）

- The notion of ‘AI system’ in this Regulation should be clearly defined and should be closely aligned with the work of international organisations working on AI to ensure legal certainty, facilitate international convergence and wide acceptance, while providing the flexibility to accommodate the rapid technological developments in this field. Moreover, the definition should be based on key characteristics of AI systems that distinguish it from simpler traditional software systems or programming approaches and should not cover systems that are based on the rules defined solely by natural persons to automatically execute operations.

その補足説明もこの 12 条全文、リサイタルの 12 項で、詳しく記載されています。

## I – 2. AI規則の適用範囲

### 「AIシステム」の補足説明（前文12項）

- A key characteristic of AI systems is their capability to infer. This capability to infer refers to the process of obtaining the outputs, such as predictions, content, recommendations, or decisions, which can influence physical and virtual environments, and to a capability of AI systems to derive models or algorithms, or both, from inputs or data. The techniques that enable inference while building an AI system include machine learning approaches that learn from data how to achieve certain objectives, and logic- and knowledge-based approaches that infer from encoded knowledge or symbolic representation of the task to be solved. The capacity of an AI system to infer transcends basic data processing by enabling learning, reasoning or modelling.

この 12 項を踏まえて、当局は 7 つのファクターに整理しました。3 条 1 項の条文を分解したものの各要素についてどれだけ重要視すべきかを問うアンケートが行われました。10 段階評価で 1 から 10 までで答える形式です。これを踏まえて、どのような解説が必要かについて様々な提案が寄せられ、2025 年 3 月 6 日、詳細なガイドラインが EU の当局から公表されました。

## I – 2. AI規則の適用範囲

### 「AIシステム」の定義と生物学的システム（ELIのコメント）

- AIシステムを「機械ベースのシステム」と表現し、「ソフトウェア」、アルゴリズム・システム」、「ITシステム」といった用語を避けている。
- この文言はAIシステムが機械上で動作することを示している。しかし、特に「機械」という用語がそれ以上定義されていないため、正確な意味は不明確なままである。
- 人工的に作られたり操作されたりしたもの（例えば、脳オルガノイドの細胞構造）であっても、すべての生物学的システムを除外しているとも解釈される。
- コンピュータサイエンスと生命科学が急速に融合している現在、このような除外は妥当だろうか。

また、一例として、ELI（ヨーロッパの非営利団体）は学術的な機関に近い立場からコメントを出しています。例えば、「機械ベースのシステム」に関するコメントでは、「機械」という用語に定義がないことを問題視しています。例えば、人工的に作られた生物学的システムが除外されるのか不明確であるため、これが問題になると指摘しています。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

## I – 2. AI規則の適用範囲

---

### 物理的に一体化されていない「AIシステム」（ELIのコメント）

- AIシステムの特別な特性を満たす構成要素のみがAI意味における「AIシステム」として分類されるべきか、それとも製品全体がそのように分類されるべきかという問題を提起する。
- ソフトウェア製品（医療診断システムや信用度を評価するソフトウェアなど）の場合、AIとして適格なシステム・コンポーネントとそうでないものを区別するのは難しい場合が多い。例えば、採用ソフトウェアの場合、AIがサポートする応募書類審査と順位付けを、一般的な応募書類管理から切り離すことは難しいかもしれない。しかし、一般的な文書管理システム内のAI採用モジュールなど、機能的に異なるモジュールの場合、他のコンポーネントがオープン・インターフェースを介してAIシステムに接続されていれば、AIシステムの一部とはならず、AIシステムのインプットとアウトプットを明確に識別することができる。

同じ ELI のコメントで、「物理的に一体化されていない AI システムはどう評価すべきか」という問題提起があります。特に医療に関連する指摘で、AI システムの特性を満たす構成要素のみが「AI システム」として分類されるべきかを議論しています。例えば、ソフトウェア製品の場合は、AI としての適格なコンポーネントとそうでない部分を区別するのは難しい場合が多いです。これにより、区別できる部分だけが AI システムとして規制の対象になるべきではないかと主張しています。

## I – 2. AI規則の適用範囲

### 「AIシステム」の補足説明（前文12項）

- AI systems are designed to operate with varying levels of autonomy, meaning that they have some degree of independence of actions from human involvement and of capabilities to operate without human intervention. The adaptiveness that an AI system could exhibit after deployment, refers to self-learning capabilities, allowing the system to change while in use. AI systems can be used on a stand-alone basis or as a component of a product, irrespective of whether the system is physically integrated into the product (embedded) or serves the functionality of the product without being integrated therein (non-embedded).

このような話が出てくる背景には、前文 12 項の「AI systems can be used on a stand-alone basis or as a component of a product」という表現があります。「irrespective」で、物理的に「integrated」されているかどうか関係なく使用できるため、「non-embedded」の分類がどこまで適応されるのかが疑問視されていることは、ELI から指摘されています。

しかし、このコメントを当局がどれだけ正面から取り上げるのかはまだ不明です。このようなコメントがあったことを踏まえ、「AI システム」という概念自体が EU 内でまだ不明確な部分があります。

### I - 3. 許容できないリスクを伴うAI（禁止AI）

#### 許容できないリスクを伴うAI（禁止AI）

- a. サブリミナル技術等を用いて人の無意識に働きかけて当該人物・集団の行動を歪め、当該人物や他の人物に肉体的または精神的な害をもたらす（またはそのおそれのある）方法で、意思決定を行わせるAIシステム。
- b. 年齢、障害または特定の社会的・経済的状況に起因する、個人・集団の脆弱性を悪用し、個人・集団の行動を、重大な損害を与える（またはそのおそれが合理的に高い）方法で著しく歪めることを目的とし、またはその効果を有するAIシステム。
- c. 社会的行動又は既知、推論若しくは予測される個人的若しくは人格的特徴に基づき、一定期間にわたり自然人又は集団の評価又は分類を行うことを目的とし、社会的特典が次のいずれかまたは両方につながるAIシステムを市場投入、実用化、または使用すること。

もう一つの禁止 AI についても、パブコメの募集がありました。このスライドでは禁止 AI の条文をそのまま抜粋しています。2025 年 2 月 4 日にガイドラインが公表されました。

### I - 3. 許容できないリスクを伴うAI（禁止AI）

#### サブリミナル技術等を用いたAIのガイドライン

- 禁止の根拠と目的
- 禁止事項の主な内容
  - サブリミナル的、意図的に操作的、欺瞞的なテクニックを駆使するAIシステム
  - 行動を実質的に歪める目的または効果
  - 重大な損害をもたらす（可能性が高い）方法
- 禁止対象外
- 他のEU法との絡み（データ保護、消費者保護、デジタルサービス規制、刑法など）

ここでは、当局から示されているガイドライン案（当時）の構成を書いております。

一つは、禁止する理由です。何が禁止対象で、何が対象外なのか、例外取り扱いについても定める必要があります。もう一つは、他の EU の法律との絡みを、ガイドラ

インでこれが明確になると事業者にとって助かる。しかし、2025 年 2 月から既に適用されているため、今頃出てきても、事業者としては直ちに対応を求められる状況になり、非常に厳しいと考えています。

ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

## II. General-Purpose AI Code of Practice

### General-Purpose AI Code of Practiceの位置づけ

- AI規則56条に基づき、EUのAI Officeは、AIプロバイダーが同規制を遵守するための指針となる実施規範の策定を奨励・促進する任務を負っている。これらの規範は、AI規則の要求事項が曖昧に思われがちな分野での明確性を確保する上で特に重要である。
- 企業にとって、実施規範を遵守することは、明確なコンプライアンス遵守の姿勢を示すだけでなく、倫理的で責任あるAI開発へのコミットメントを示すことにもなる。規範は以下のように設計されている：
  - 市場や技術の発展に合わせてコンプライアンス・プラクティスを更新。
  - AIのバリューチェーン全体にわたるシステミックリスクの管理に関する詳細なガイダンスを提供。
  - システミック・リスクとその緩和策の文書化・標準化。

「General-Purpose AI Code of Practice」はAI規則の56条に基づくもので、Code of Practice は実施規範と訳します。EU の AI Office は、実施規範の策定を奨励・促進する任務を負っています。企業には、この実施規範を重視し、コンプライアンスを守り、AI 規則を遵守していることをアピールできます。また、他にもいくつかのメリットがあります。

## 2. General-Purpose AI Code of Practice に向けた動向

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

### II. General-Purpose AI Code of Practice

---

#### 企業にとってのGeneral-Purpose AI Code of Practice

- 実施規範は、AIの透明性、安全性、ガバナンスに関連する数多くの課題に対応し、幅広いトピックをカバーしている。しかし、草案の奥深さと複雑さを考慮し、本セクションでは、企業や法律アドバイザーにとって最も関連性の高い重要なポイントの抜粋に焦点を当てる。草案では、これらの分野をより詳細に掘り下げている。2025年5月ごろ公表が予定されている規範の最終版はさらに包括的なものとなることが予想される。規範に関連する義務は、2025年8月2日から適用される。
- 実施規範は、AI規則53条、55条、56条に沿うべく、透明性、安全性、リスク管理に重点を置いている。企業にとって、重要なのは、実施規範を遵守することで、AI規則を遵守していると推定されることである。

最終版の公表は2025年5月に予定されており、実際には8月から適用が開始されます。2025年1月現在、第2版のドラフトが出てきており、企業はそれに基づいて適用の準備を開始せざるを得ない状況です。実施規範自体は、規則の中の53、55、56条に関係する内容が記載されています。以下のスライドは第2版を踏まえています。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

### II. General-Purpose AI Code of Practice

---

#### General-Purpose AI Code of Practice遵守のポイント

- 技術文書：プロバイダーは、訓練、試験、運用に関する詳細な技術記録を保持しなければならない。
- 透明性：プロバイダーは、トレーニングデータの要約を公開し、ダウンロードユーザーに利用規定（AUP）を提供しなければならない。
- 著作権の遵守：プロバイダーはEUの著作権法、特にテキストマイニングとデータマイニング（TDM）に関する指令を遵守し、著作権者の権利が尊重されるようにしなければならない。

遵守のポイントとしては、技術文書を適切に用意すること、透明性を確保すること、著作権を遵守することが記載されています。

## II. General-Purpose AI Code of Practice

### 透明性と文書化のポイント（AI規則53条）

- データの透明性：プロバイダーは、学習用データの出所を文書化し、収集方法を開示し、Robots.txtファイルなどのオプトアウト・メカニズムを尊重し、その他のオプトアウト技術を尊重する最善の努力を払い、関連する標準の開発と採用に貢献しなければならない。
- 著作権の遵守：プロバイダーは、業務においても、川下の契約においても、EU著作権法の遵守を徹底しなければならない。
- 報告とアクセシビリティ：AIシステムの目的、データソース、コンプライアンス措置の詳細を記した透明性報告書は、利害関係者や規制当局がアクセスできるものでなければならない。

第 53 条には、報告とアクセシビリティの確保が必要であるが記載されています。

## II. General-Purpose AI Code of Practice

### リスクマネジメントと安全性フレームワークのポイント（AI規則55条）

- システミック・リスクの特定：プロバイダーはリスク（サイバー脅威、操作、差別など）を分類し、その根本原因に対処しなければならない。
- 比例的な緩和措置：セーフガードと対策は、リスクの重大性と確率を反映したものでなければならない。
- 継続的なモニタリング：リスク管理は、定期的なSafety Security Report（SSR）によってサポートされ、AIモデルのライフサイクル全体にわたるものでなければならない。

第 55 条には、リスクマネジメントとセーフティーフレームワークについて記載されています。その中で、システミック・リスクの特定、リスクの重大性と確率に比例したセーフガードと対策の実施、継続的なモニタリングの必要性が述べられています。

## II. General-Purpose AI Code of Practice

### ガバナンスと実施規範遵守による効果（AI規則56条）

- 経営陣及び取締役会レベルの責任：56条では、取締役会がリスク専門委員会を設置する可能性もあり、上級管理職がリスクを所有することの重要性を強調している。
- 56条は、実践規範の遵守がAI法遵守の推定を立証できると明記している。この推定により、企業の負担は大幅に軽減される。
- システミック・リスクの文書化など、AI規則のあいまいな部分を明確にする。
- 誠実な遵守努力を示すことにより、規制当局による罰則のリスクを軽減する。
- EUの期待に沿った内部ガバナンスとリスク管理の枠組みを提供する。

第 56 条には、会社側のガバナンスが記載されています。経営陣やマネジメント、取締役会レベルの責任や高層部がリスクを負っていることを明確化必要があります。もう一つは、実施規範です。実施規範の遵守が AI 法遵守の推定を立証できます。この推定は企業の負担が大幅に軽減するため、実施規範の内容は企業にとって重要であります。

### 3. EDPB Opinion

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

#### Ⅲ. EDPB Opinion 28/2024

**Opinion 28/2024 on certain data protection aspects related to the processing of personal data in the context of AI models**

- 2024年12月18日、欧州のデータ保護当局を監督する欧州データ保護会議（EDPB）は、AIシステムが欧州一般データ保護規則（GDPR）の対象となることを企業に喚起する新たなOpinion（意見）を公表した。主な検討事項は以下の通り。
- ①AIモデルにおいては、個人データが「匿名化」されているといえるか否か（「匿名化されている」といえば、AIモデルは、GDPRによる規律を免れるため）
- ②GDPRでは個人データを取り扱うのには法的根拠（legal ground）が求められるところ、AIモデルにおいては「正当な利益」を理由に個人データを合法的に使用できるか否か

EDPB（欧州データ保護会議）は AI システムが規則と同時に一般データ保護規則（GDPR）の対象にもなることを注意喚起する内容のオピニオンを出しました。

GDPR と AI 規則の関係については、ドイツでは州ごとにデータ保護当局があり、昨年 7 月、ハンブルク州のデータ保護当局がディスカッションペーパーを公表しました。LLM に関するデータは匿名化されているため、GDPR で定めている権利者、データサブジェクト、データ主体が持つ各種の権利行使は基本的には必要ないと記載されています。

ディスカッションペーパーが公表された当時、多く論争が巻き起こり、特にデータ保護やプライバシーの専門家などから強い反対意見が出されました。検討事項では以下の五つが挙げられています。一つ目は、AI モデルの中で個人データは匿名化されているかどうかです。二つ目は、GDPR に基づき個人データを取り扱いには法的根拠が必要であり、AI モデルでそれが正当な利益として説明ができるのかという話です。

### Ⅲ. EDPB Opinion 28/2024

#### Opinion 28/2024 on certain data protection aspects related to the processing of personal data in the context of AI models

- ③開発段階において、管理者が法的根拠として正当な利益が適切であることを証明する方法
- ④管理者は、展開段階において、法的根拠として正当な利益が適切であることを証明する方法
- ⑤AIモデルの開発段階における個人データの違法な処理が、その後のAIモデルの処理または運用に及ぼす影響とは何か

どのように証明すべきか、もし証明が不十分であれば個人データが違法に処理されていたことになります。⑤はAIモデルの処理や運用に影響するのかどうか点です。

### Ⅲ. EDPB Opinion 28/2024

#### Opinion 28/2024 on certain data protection aspects related to the processing of personal data in the context of AI models

- EDPBは特に、AIモデルの匿名化、およびそれらのモデルを開発・展開する際の個人データ処理の合法的利益法的根拠の適用を探索する。
- 意見はさらに、GDPRの要件を満たすために、脆弱性をテストし、プライバシー保護技術を検証するためにトレーニングモデルを使用することを提案する。

### Ⅲ. EDPB Opinion 28/2024

#### Opinion 28/2024 on certain data protection aspects related to the processing of personal data in the context of AI models

- ①について、モデルが匿名であるためには、(1)モデルの作成にデータが使用された個人を直接的または間接的に特定する可能性が極めて低く、(2)クエリを通じてモデルからそのような個人データを抽出する可能性が極めて低いことが必要である。また、匿名性を証明する方法や手法の「非網羅的なリスト」も示している。

①については、モデルが匿名であるためにはケース・バイ・ケースの評価が必要であり、個人データがモデルのパラメーターに残留するリスクがあると述べています。一つ目は、匿名化技術に関するモデル作成にデータが使用された個人を、直接的または間接的に特定する可能性が極めて低いと言えるかどうかという話と、クエリを通じて、モデルからそのような個人データを抽出する可能性が極めて低いと言えるか、ということです。もう一つは、匿名性を証明する方法のリストに従うことで、匿名化が達成されると見なされる、ということです。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

### III. EDPB Opinion 28/2024

**Opinion 28/2024 on certain data protection aspects related to the processing of personal data in the context of AI models**

- ②③について、AI開発者は、モデルトレーニングの法的根拠として正当な利益を使用することができるが、EDPBは、関連当局は開発者が合法的にそれを主張しているかどうかを判断するために3ステップテストを適用すべきであると示している。
- 3ステップには、(i)管理者または第三者による正当な利益があるかどうか、(ii)処理が必要であるかどうか、(iii)データ主体の利益または基本的権利および自由が正当な利益によって優先されるかどうかを特定することが含まれる。

②③については、一般的な正当な利益に基づくといえるかということです。そのため、結論を明確に示すというよりも、議論の余地があることを示唆しているように思います。また、最終的に各国のデータ保護当局が判断するものと述べられているため、明確な答えが出たわけではないと理解しています。さらに、これらのドキュメントは昨年末に出たばかりであり、2025 年 1 月時点では、まだ十分に検討が進められていないのが現状です。

#### 4. DSM 著作権指令と LAION Case

| IV – 1. DMS著作権指令 (Text and Data Mining Exception) |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Overview of the EU Text and Data Mining Exception |                                                                                                                                                                                                                                                            |
| Key Point                                         | Description                                                                                                                                                                                                                                                |
| Purpose                                           | The directive provides a legal framework to facilitate text and data mining of copyrighted content. Its main goal is to promote innovation by enabling researchers and companies to perform data analysis and develop artificial intelligence more easily. |
| Exception for Research Purposes (Article 3)       | Research organizations and cultural heritage institutions can perform text and data mining on copyrighted content without obtaining permission from rights holders.                                                                                        |
| Exception for Commercial Use (Article 4)          | Text and data mining is permitted for commercial purposes, provided that rights holders have not explicitly reserved their rights.                                                                                                                         |

ヨーロッパでは DMS 指令が各国で国内法化されています。「Text and Data Mining Exception」の 3 条と 4 条に、LAION 事件は 3 条に関係します。

| IV – 2. LAION case                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>Robert Kneschke v. LAION e.V.,</b><br>Hamburg Regional Court, Germany: Case No. 310 O 227/23                                                                                                                                                                                                                       |  |
| -The case covers a photographer suing LAION e.V. for using his images without consent in AI training, potentially setting a precedent for copyright in AI.                                                                                                                                                            |  |
| -Defendant : LAION is a German non-profit <u>organisation</u> that provides data for artificial intelligence (AI) learning and research free of charge.                                                                                                                                                               |  |
| -LAION-5B : Based on data automatically collected by the US non-profit <u>organisation</u> Common Crawl as it crawled the internet, LAION constructed a dataset called the 'LAION-5B dataset' in 2021. LAION-5B is a dataset of 5.85 billion image-text pairs that is used in Generative AI for Text-to-image models. |  |

これを踏まえて、ドイツでは著作権法の第 60d 条第 1 項として法制化されました。

## IV – 2. LAION case

### **Robert Kneschke v. LAION e.V.,**

Hamburg Regional Court, Germany: Case No. 310 O 227/23

-LAION-5B does not directly download and copy images that are the copyrighted works of others on the internet, but only retains the hyperlinks (URLs) to the images, which are paired with the descriptive text.

-LAION as an organisation has downloaded images from the internet in order... to improve the accuracy of LAION-5B as a data set, and is analysing them and verifying within the organisation whether the text content matches the image. Hyperlinks and text pairs with low accuracy and images that do not match have been removed from LAION-5B and are being made publicly available free of charge for use by AI developers and others.

LAION のケースは、ハンブルクの地方裁判所が出した判決に関するものです。写真家ロバートさんの写真が、彼の許可なく LAION-5B というデータセットに使用されたことが問題視されました。LAION は非営利団体で、LAION-5B は同団体が提供するデータセットです。このデータは、もともとアメリカの非営利組織 Common Crawl が収集したものに基づいています。

LAION は直接データや画像をダウンロードせず、複製もしていません。しかし、データセットの正確性を改善するために、ハイパーリンクを保持し、リンクの正確性を確認していました。これに対して、写真家ロバートさんは自身の写真の著作権が侵害されたとして提訴しました。

## IV – 2. LAION case

### Germany Copyright Act, Section 60d(1)

(1) It is permitted to make reproductions to carry out text and data mining (Sections 44b(1) and (2) sentence 1) for **scientific research purposes** in accordance with the following provisions.

(2) Research organisations are authorised to make reproductions. 'Research organisations' means universities, research institutes **and other establishments conducting scientific research**

if they

1. pursue non-commercial purposes,
2. reinvest all their profits in scientific research or
3. act in the public interest based on a state-approved mandate.

The authorisation under sentence 1 does **not** extend to research organisations cooperating with a private enterprise which exerts a certain degree of influence on the research organisation and has preferential access to the findings of its scientific research.

ドイツでは、DMS 指令の Text and Data Mining の例外を 60d (1) で国内法化しています。これは資料内の太字で示されています。

## IV – 2. LAION case

### Germany Copyright Act, Section 44b

(1) 'Text and data mining' means the **automated analysis of individual or several digital or digitized works for the purpose of gathering information, in particular regarding patterns, trends and correlations.**

(2) It is **permitted to reproduce lawfully accessible works** in order to carry out text and data mining. Copies are to be deleted when they are no longer needed to carry out text and data mining.

(3) Uses in accordance with subsection (2) sentence 1 are permitted only **if they have not been reserved by the right holder**. A reservation of use in the case of **works which are available online is effective only if it is made in a machine-readable format.**

(1) で、Text and data mining の定義があり、オプトアウトが可能です。権利者が明確にノーと言わない限り許可されると記載されています。そして、著作権法 44b 条にオプトアウトはマシンリーダブルなフォーマットで明示される必要があると記載されています。

## IV – 2. LAION case

### 判決のポイント

- LAIONの活動は、ドイツ著作権法第60d条が定める「科学研究目的のテキスト・データマイニング」の例外規定に該当する。
- AI学習用データセットの作成は「科学研究」の定義に含まれる。裁判所は、新しい知識の獲得を目指す体系的な活動であれば十分であり、必ずしも直接的な研究成果は必要ない。
- LAIONが作成したデータセットを無償で公開していることは、その活動の非営利性を示す重要な証拠となる。商業企業がこのデータセットを利用する可能性があるとしても、それはLAIONの活動自体の非営利性を否定する理由とはならない。

<<https://openlegalcommunity.com/ai-training-data-not-protected-by-copyright-german-court-decision-suggests-post-ai-world-and-differences-with-america/>>

実際の裁判では、科学研究目的として認められるかどうかの問題となりました。特に、AI 学習用データセットの作成が科学研究に含まれるかどうか争点でした。裁判所は、新しい知識の獲得を目指す体系的な活動であれば十分であり、データセットを使ってLLMの開発を行うことも科学研究に含まれると判断しました。

データセットを無償で公開していることが非営利性を示すポイントになると指摘しました。商業企業がそのデータセットを利用する可能性はあるが、それによって、遡及的に LAION の活動に営利性があるという話にはならないと判断しました。

## IV – 2. LAION case

### 判決のポイント

- 従来の裁判例では必ずしも明確でなかった「科学研究」の定義について、「新しい知識の獲得を目指す体系的・方法論的な追求」（“methodical and systematic pursuit of new knowledge”）であれば十分であると判示した。
- さらに重要なのは、直接的な研究成果を必要とせず、将来の知識獲得のための基礎的な作業も含まれるとした点である。
- 非営利性の判断においても、裁判所は柔軟な解釈を示した。EU情報社会指令（InfoSoc Directive）の前文42項を参照し、組織の構造や資金調達方法ではなく、当該活動自体の性質に基づいて判断すべきとしている。

<<https://openlegalcommunity.com/ai-training-data-not-protected-by-copyright-german-court-decision-suggests-post-ai-world-and-differences-with-america/>>

非営利性の判断について、EU 情報社会指令のリサイタルナンバー42 を参照し、組織の構造や資金調達方法ではなく、活動自体の性質に基づいて判断すべきことも明らかにしました。

## IV – 2. LAION case

### 判決のポイント

- 裁判所は、自然言語による利用規約での表明でも十分である可能性を示唆した。その理由として、現代のAI技術が自然言語を理解できる能力を持っていることを挙げている。
- AIウェブスクレイピングと従来型のデータマイニングを区別する必要性はない。
- データセットの作成段階と、そのデータセットを用いたAIトレーニングは別個の行為として評価すべきである。
- 将来的な技術発展の可能性を理由に、現時点でのデータ収集を制限することは適切でない。

<<https://openlegalcommunity.com/ai-training-data-not-protected-by-copyright-german-court-decision-suggests-post-ai-world-and-differences-with-america/>>

今回のこのLAIONの事例では、ウェブサイト上に自然言語でオプトアウトの方法が記載されています。これがマシンリーダブルかが争点の一つになりましたが、裁判所は、現代のAI技術であれば自然言語の利用規約も機械が理解できるはずだとしてマシンリーダブルであるという被告の主張を認めました。ただ、これには批判もあるよう

です。また、裁判所は、AI ウェブスクレイピングと従来型のデータマイニングを区別する必要はなく、最終的には著作権の権利制限の範囲内で十分に収まるとしました。この点も、今回の LAION ケースが世界的に注目される理由の一つとなっています。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

## IV – 2. LAION case

### 判決のポイント

- EU AI規則53条との関連性にも言及している。特に、同条1項(c)が一般目的AI（General-purpose AI）の提供者に対して、DSM指令第4条3項に基づく権利者の利用制限を遵守するための戦略構築を義務付けていることを重視している。
- 裁判所は、この規定の存在自体が、EU立法者がAIトレーニングのためのデータセット作成をテキスト・データマイニングの範囲内と考えていることの証拠であると解釈した。これにより、AI開発とデータマイニング例外規定の関係について、より明確な法的位置づけが示されたと評価されている。

<<https://openlegalcommunity.com/ai-training-data-not-protected-by-copyright-german-court-decision-suggests-post-ai-world-and-differences-with-america/>>

「DMS 指令第 4 条 3 項に基づく権利者の利用制限を遵守するための戦略構築を義務付けている」という点について、裁判所は非常に整合性が取れていると評価しているようです。「この規定の存在自体が、EU の立法者が AI トレーニングのためのデータセット作成をテキスト・データマイニングの範囲内と考えていることの証拠であると解釈した」のことです。

この点が問題となっている理由は、欧州の加盟国の間で意見が分かれていた時期があったためです。これはあくまでハンブルクの地方裁判所の判断であり、その影響がどれほど広がるかは不明です。例えば、2024 年の 2 月にポーランドの著作権関係当局の人物がブログで、データセットの作成はテキスト・データマイニングの範囲内に含まれないと述べました。その理由として、当時の立法の過程では AI による権利侵害の影響の大きさが十分に考慮されていなかったからだと原告が主張し、裁判ではこの問題も争点になりました。

## 5. イタリアのデータ保護当局の動向

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

### V – 1. Garante v. Gedi Group

- The digital archives of newspapers store the stories of millions of people, with information, details, personal data, even extremely sensitive, that cannot be licensed for use by third parties to train AI, without due precautions.
- Gedi Group concluded the agreement with OpenAI on 24<sup>th</sup> September, 2024 to give access to the digital archives containing such personal data and the DPA believes that such licensing could violate the provisions of the GDPR, with all the consequences, including sanctions.
- The DPA launched an investigation against Gedi
- Based on the investigation results, the DPA has sent a formal warning to Gedi and its affiliates (Gedi News Network Spa, Gedi Periodi e Servizi Spa, Gedi Digital Srl, Monet Srl and Alfemminile Srl) that are part of the agreement.

もう一つ大きな動きとして、イタリアのデータ保護当局 Garante とイタリアのメディアコングロマリットである Gedi グループとの間で紛争が起きています。

昨年 9 月、Gedi グループは OpenAI とニュースアーカイブへのアクセスとデータ提供に関するライセンス契約を結びました。しかし、これに対してイタリアのデータ保護当局である Garante が反応し、調査を開始しました。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

### V – 1. Garante v. Gedi Group

- The Italian DPA is saying that:
  - The licensing deal is potentially unlawful;
  - Other business models behind LLMs might also be unlawful, as basic data protection obligations and rights are likely not being respected.
- Licensing deals were one of the big bets in solving AI copyright issues. Licensing might possibly become unlawful from a data protection perspective in the EU.

この契約には多くの写真や個人名が含まれており、個人データと見なされるためです。そのため、イタリアのデータ保護当局は、このライセンス契約が「潜在的に違法」

であり、「基本的なデータ保護義務」や「権利」が守られていないと指摘しています。現在、この問題についての続報はありませんが、当局は問題視していることが明らかです。

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

## V – 2. Garante v. OpenAI

### 一連の経緯

- 2023年3月、イタリアのデータ保護当局（Garante）は、ChatGPTを運営するOpenAIが膨大な個人情報を違法に収集した疑いがあるなどとして、同国内でのChatGPTの提供を一時的に停止するよう命令。
- 2023年4月、Garanteは、一定の改善が見られたとして、命令を解除するが、調査は続行するとした。
- 他のEU加盟国でも調査が開始され、EDPBも乗り出す。
- 2024年5月、EDPBがReport of the work undertaken by the ChatGPT Taskforceを公表する。
- 2024年12月20日、Garanteは、1500万ユーロ（約24億円）の制裁金を科したこと、これにより調査は終結したことをリリースした。

イタリアの当局は 2023 年の 3 月に OpenAI に一時的に ChatGPT のサービス停止を命じ、その後調査を続行しました。2024 年 5 月に、EDPB が「Report of the work undertaken by the ChatGPT Taskforce」という、各国の調査状況をまとめた初期報告を公表しました。これを踏まえ、2024 年 12 月に Garante は OpenAI に対して 1500 万ユーロ（約 24 億円）の制裁金を課しました。OpenAI はこの決定に対して争う姿勢を見せています。欧州では著作権や個人情報保護に関して、生成 AI の大手デベロッパーに対して厳しい姿勢が見られるようです。

## 6. 韓国 AI 基本法の制定

ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

### VI. 韓国AI法の制定

#### 制定の過程

- 2024年12月26日、韓国議会において、初のAI基本法案が可決された。AI基本法は2020年7月に提案されてから4年以上にわたり、さまざまな意見を集めながら議論されてきた。韓国では、第21代国会（2020年5月30日～2024年5月29日）で9つのAI法案が提出されたが、国会の任期満了により廃案となった。2024年5月30日に開会した第22期国会では、与野党間の合意を経て19の法案が一本化され、科学技術情報通信委員会と法務委員会を経て、本会議で可決された。
- 同基本法は、公布後1年間の待機期間を経て、2026年1月から施行される予定である。政府は、同法が市場に迅速に定着するよう、下位規則やガイドラインの整備など、その後の措置を早急に進める方針である。

韓国では、2024年12月26日にAI基本法が議会で可決され、2025年1月に正式に成立しました。2026年1月から施行されるまでの、1年間の待機期間内に下位規則やガイドラインが整備される予定です。

ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

### VI. 韓国AI基本法の制定

#### AI基本法の概要

- 同基本法では、AIの技術的限界や悪用から生じる可能性のある問題を未然に防ぐため、禁止AIや高リスクAI、生成AIを規制対象として定義し、透明性の確保（31条）、安全性の確保（32条）、事業者の義務（34条）を規定している。さらに、民間による自主的な安全性・信頼性検証（30条）やAI影響評価（35条）に対する政府による支援の根拠を定めている。

基本法は、禁止 AI、高リスク AI、生成 AI を規制対象として定義され、事業者の義務等を規定します。

## VI. 韓国AI基本法の制定

### イノベーションと倫理のバランス

- AI基本法は、より包括的でイノベーションに重点を置いた戦略を強調している。
- **国家AI委員会**：AI戦略を監督する中央集権的な機関であり、経済および技術目標との整合性を確保する。
- **倫理的なAI開発**：透明性と安全性が優先されるが、EUと比較すると、全面的な禁止事項は少ない。
- **イノベーションの促進**：グローバルな競争力を強化するために、研究開発、官民パートナーシップ、AIの商業化に多額の投資を行う。
- **文化的な整合**：韓国の経済状況に合わせて、製造、スマートシティ、教育などの主要分野へのAIの統合に重点を置いている。

韓国の特徴は、EUよりもイノベーションに重点を置いた戦略を強調している点です。しかし、倫理についてまったく触れないわけではなく、EUと比較すると全面的な禁止は少ないようです。そのため、韓国はAIをビジネスとして推進したいと考えているようです。

## VI. 韓国AI基本法の制定

### EU AI規則との主な相違点

- **規制の重点**：EU AI規則は、高リスクのAIシステムに対する厳格な規制を伴うリスクベースの枠組みを採用しているが、韓国のAI基本法は、国家戦略とイノベーションを重視したより幅広い枠組みを提供している。
- **適用範囲**：EU AI規則は域外適用により世界的な影響力を持つが、韓国のAI基本法は主に国内向けであり、国際競争力の強化に重点を置いている。
- **イノベーション vs. 安全**：EUは規制と安全を優先するが、韓国はイノベーションの推進と倫理的保護措置の組み込みのバランスを取っている。
- **禁止される行為**：EUはソーシャルスコアリングなどの有害なAIアプリケーションを明確に禁止しているが、韓国は明確な禁止規定を設けずに倫理基準に重点を置いている。

韓国のAI基本法は、イノベーションの推進を国家戦略として取り込んでいます。規制範囲には域外適用の条項もありますが、主に国内向け、国としての競争力を強化し

ようとしています。また、韓国の特徴として、明確な禁止規定は設けず、倫理基準で対処しようとする点が挙げられます。

ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

VI. 韓国AI基本法の制定

EU AI規則との主な相違点

- **ガバナンス**：EU AI規則は規制機関による分散型の監督に依存しているが、韓国は国家AI委員会を通じて中央集権型のガバナンス体制を確立している。
- **対象産業**：EUは医療や法執行などの高リスク分野を対象としているが、韓国は製造業やスマートシティなどの戦略的産業を重視している。

ガバナンスに関しても、EU は規制機関による分散型を採用し、AI に関してもいくつか監督機関があるのに対し、韓国は国会 AI 委員会を設立し、中央集権型体制を確立しています。対象産業については、EU は医療や高リスク分野を対象に対して、韓国の製造業やスマートシティの戦略的産業を重視しています。

ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

VI. 韓国AI基本法の制定

AI基本法におけるAIシステムの分類

- 「高影響度人工知能」（2条4項）（人の生命、身体の安全及び基本権のいずれかに影響を及ぼしたり、危険をもたらすおそれのある人工知能システムとして、規定された分野（エネルギー供給、ヘルスケア、医療機器、公共サービスなど）で活用されるもの）。これはEUのAI規則における「リスクの高いAIシステム」のラベル付けや、特定の附属書IIIカテゴリーにおけるみなし分類と類似している。  
（例）「医療機器法」第2条第1項による医療機器及び「デジタル医療製品法」第2条第2号によるデジタル医療機器の開発及び利用
- 「生成型人工知能」（2条5項）（入力したデータ（「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」第2条第1号に基づくデータをいう。）の構造と特性を模倣して、文章、音声、画像、映像、その他の多様な成果物を生成する人工知能システム）

AI 基本法における AI システムは、「高影響度人工知能」と「生成型人工知能」の二つに分類されます。2条4項の高影響度人工知能の「人の生命、身体の安全及び基本権のいずれかに影響を及ぼしたり、危険をもたらすおそれのある人工知能システム」と

いう定義は、EU のハイリスク AI に近いものです。例えば、医療機器法やデジタル医療製品法に基づく医療機器の開発と利用に関する AI は、高影響度人工知能として規制されます。

## VI. 韓国AI基本法の制定

### AI基本法における企業の義務

- 少なくとも、「高影響度人工知能」や「生成型人工知能」を採用する企業は、その製品やサービスにAI要素が組み込まれている場合、または人工的に作成されている場合は、事前にユーザーに通知することが義務付けられる。リスクレベルに応じて、特に「高影響度人工知能」については、企業は安全性や信頼性の基準、リスク管理計画、ユーザー保護戦略、人的監視、影響評価など、追加のコンプライアンス義務を考慮する必要がある。
- 韓国でAIシステムを利用しようとする企業は、各システムが上記のカテゴリに該当するかどうか、該当する場合は2026年までにこれらの要件を満たす最も効率的な方法が何か（新たなコンプライアンス戦略や付随資料を作成するか、EUやその他の規制市場向けにすでに開発されているものを適応させるか）に焦点を当てる必要がある。

そのため、企業はこれらの規定に対して適切なコンプライアンスを確保する必要があります。

## VI. 韓国AI基本法の制定

### AI基本法における域外適用と罰則

- 韓国国外の企業は、AI基本法がEUのような域外適用を規定している点に留意すべきである（4条「この法律は、国外で行われた行為であっても、国内市場又は利用者に影響を及ぼす場合には適用する。」）。一定の基準を満たす場合、韓国に拠点を持つ国内代理人を指定することが義務付けられる。（36条「国内に住所又は営業所がない人工知能事業者で、利用者数、売上高などが大統領令で定める基準に該当する者は、国内代理人を書面で指定し、これを科学技術情報通信部長官に申告しなければならない」）を含む。）
- AI基本法に違反した場合、最高3000万ウォンの罰金が科せられる可能性がある（42条・43条）。

次は、域外適用と罰則です。4 条では「この法律は、国外で行われた行為であっても、国内市場又は利用者に影響を及ぼす場合には適用する」と記載されています。ま